

沖 縄 の 挑 戦

—獣畜、獣畜使用製品及び海産物の海外展開—

沖縄大学地域研究所

特別研究員：高 良 守

1. はじめに

1998年3月16日、着慣れないスーツを身に纏い9:30AMに(株)沖縄県物産公社へ出社。専務室へ通され総務部長及び当時の海外事業部長（現：アクアパーク社長）、わしたショップを統括している課長（現：次長）を紹介された。なんせ30歳近くまで学生をしていたせいか、妙にスーツがぎこちなく自分でも落ち着きがないのを感じていた。

専務と師弟関係であり、同じ研究に携わっているため沖縄大学時代から知っているはずの物産公社がやけに広々と清新しく思えた。この時初めて、立場が違えばこんなにも印象が違うものなのかと痛感させられた。物産公社への初出社のことであった。

その後、商品を覚るためにわしたショップ本店へ1ヶ月ほど研修し、その次の日から香港で行われる「沖縄フェア」のため、10日近く出張へ駆り出された。今、振り返ってみると商品勉強のための店舗研修だったはずだが、わしたショップで働く人たちと知り合い、時にはプライベートでビーチパーティするなど、コミュニケーション出来たことがのちにわしたショップへの問い合わせなど色々なことをお願いする際にとても役立った。

出張から帰って、県からの委託事業に携わる傍ら、海外輸出手続きなどの今までとは全く違う仕事をすることになった。当時の海外事業部は、主に県からの委託事業がほとんどで、ビジネスとよべるのはごく僅かであった。しかし、それでも当時の海外事業部長の知人を通して、海外展開へのルートづくりの基盤を固めていた。言い換れば、ひとつの点と点の存在が次第に線へなりかけていた。

私が、(株)沖縄県物産公社の海外事業部へ配属されて早一年が過ぎたが、その一年で多くのことを学んだ。この一年は、県からの委託事業と海外へ県産品を輸出する際に障害となっているものをひとつひとつ潰していくことの毎日であった。そのため、ビジネスと呼べるほどの成果はほとんどなく、売上の評価されるものでは決してないような気さえする。

私自身、入社して数ヶ月間は「自分は何をするために(株)沖縄県物産公社の海外事業部にいるんだろう」と自問自答する毎日であったような気さえする。なぜなら、海外事業部へ配属されてやっている仕事と言えば繰り返すようだが、県からの委託事業と事務処理が大半を占めていたからだ。入社して3ヶ月程したころには、いろいろなことがあって、「自

分が大学（学生）時代を通して勉強したことがここにないような気がするので辞めたい」と言ったら、当時の海外事業部長は「もう少し我慢しなさい、高良君のやりたいこと、やるべきことが形となって出てくるから」との説得で踏みとどまつた。

それから、数日して部長が気をつかってくれたのか、「高良君、飲みに行こう」と誘ってくれた。照れと嬉しさが同時に込み上げてきたのを覚えている。振り返って考えてみればそれから後の数ヶ月間は自分のやるべき仕事、つまり県産品を海外へ展開するに際し障害となっている法（制度）的障害をひとつひとつクリアーにしていくことに没頭していたような感じがする。

沖縄県産品に限ったことではないが、何もない無から何かをするということがこんなに大変なことだとは想像もしなかった。学生時代にはデスクの上で理想ばかりを追求し、無責任な発言をしていた自分がなきくなつた。それを海外事業部という部署が改めて教えてくれた。

本稿は、現在県産品が海外展開のために障害となっている諸問題点を明確にし、海外展開のための手法を広く知らせ、究極的にはメーカー自身が自分の力で海外へ展開する術を教授するところにある。また、本稿を書くにあたつてはこの一年間のエピソードを交えてストーリー形式にしているため幾分かは読みやすくなっていると思う。

2. 混迷 1

1998年6月某日、香港での「沖縄フェア」が終わって間もなく、香港から県産和牛の発注が飛び込んできた。もちろんのこと「沖縄フェア」で牛肉を輸出した経験があることから、同様に農林水産省動物検疫所の所定の用紙であるExport Quarantine Certificate（別紙1）及びと畜検査証明証（別紙5）を添付すれば事足りると思っていた。航空会社の担当も前回同様に同書類でもって通関は大丈夫だろうと思っていた。また、沖縄側の通関業者も何の疑いもなく沖縄側での通関を済ませていた。

JAL757便が香港へ到着する午後2時頃に香港側の牛肉及び生鮮食料品の担当であるSandyより慌てた様子で電話がかかってきた。なんと同書類のみでは牛肉が輸入できないとの事であった。慌てて、「どうして？ 前回の沖縄フェアの際には同様の書類のみで通関ができたのに。なぜ今回はできないのですか？」という問い合わせに「前回はどうして通関できたのか私も詳しくは知らないけど、恐らく『沖縄フェア』ということで特別に通関してもらったと思います」の返事が返ってきた。

予断ではあるが、なんせ事の伝達手法はすべて英語であり、輸出入にともなう専門的用語が会話のほとんどを占めているため先方が言っているのを半分程度しか理解できずにいた。とにかく「同書類のみでは香港での輸入通関ができない」ということだけは理解できていた。そのため、確認をとる意味においても「申し訳ないがFAXでもって用件を伝え欲しい」と言って受話器を置いた。

予備校の講師をしていたということから英語というものに携わって長年になるが、なん

せ学校や予備校での英語というのはNativeがほとんどであるため東南アジアや東アジアの地域の人が話す英語は妙にクセがあって聞きにくいところがある。今ではもう慣れてしまつたが当時はとても苦労した。

FAXを受けた後すぐに電話でもって「では、どのような書類を準備すればいいのですか?」と尋ねると、「厚生省が発行する衛生証明書」だという。それで、「その書類を今日中に準備できるかどうか分らないが、待機しておいて欲しい」旨を伝えて一旦は受話器を置いた。その後、慌てて東京の厚生省本庁へ電話をかけ、「どのようにしたら先方が望んでいる証明書が、どこで受け取ることができるのですか?」と尋ねると、厚生省の担当者は「厚生省(公的機関)はそのような衛生証明書を一切発行していないし、聞いたこともない」との回答を受けた。「それはおかしい、現実に日本から海外向けへ松坂牛や神戸牛などを輸出しているので、それ相応の証明書があるはずです」と言うと、「公の立場にある政府の一機関がなぜある特定の業者が有利になるための公文書を発行できるのですか」と一蹴された。

そこで、沖縄県商工労働部へ尋ねても分らず、その後農林水産省(動物検疫所)、保健所、総合事務局、JETROと永遠に終わることのないリレーが始まった。一方では、担当のSandyがまだかまだかと急ぎ立てていた。時は、午後5時をゆうに過ぎており、どうしようもない絶望感に襲われていた。

なんせ牛肉という鮮度を要する食品であるため、これ以上時間を置いたら香港で破棄される可能性もでてきたため、もうこれ以上時間をかけても先方が要望する衛生証明書を準備するのは無理と自分自身で悟り、とりあえずSandyへ電話をして、「衛生証明書以外で輸入通関が出来そうな書類、または添付した書類を書き換えることでどうにかならないか調べてほしい」とお願いをして受話器を置いた。約数十分後に電話が鳴った。時計は6時を少し過ぎていた。

唯一助けられたのは、沖縄と香港の時差は約1時間あるので、香港では5時ちょっと過ぎであった。Sandyから「すぐに確認書(別紙2)と殺重量(kg)をExport Quarantine Certificateの数量と合わせてファックスで送って欲しい」との連絡を受けた。「30分ではどうにか書類をまとめて送ることができるので、通関を待たせて欲しい」と言って、すぐにメーカーへ連絡を取り、事情を説明して「『確認書』の重量をExport Quarantine Certificateの数量と合わせてすぐにファックスするように」頼んだ。実は、メーカーにも通関が出来なかった時点で、どのようにしたらいいかいろいろ当たつもらっていた。また、何かあったら困るので連絡がとれるように事務所にいるように伝えていた。それが功を奏し、すぐにメーカーから確認書が送られてきて、それを香港のSandyへ送った。今回は、この書類をもってどうにか通関を済ませることが出来た。その背景には輸入業者が香港でかなりの名の知れた業者であったため、通關側も大目に見てくれたことが後から分った。

ちなみに、『確認書』とはメーカー以外の輸出業者が牛肉や豚肉などの獣畜を輸出する際にメーカーが輸出業務の一切をその輸出業者へ委託したというとを証明する証書のことである。この証書は、改まって行政の公印を必要としないためわりと簡単に手に入ることができる。

結果として、香港側の通関ではどのような書類を必要としていたのかというと、実際には厚生省が発行する衛生証明書ではなく、食品衛生法における厚生省認可施設の食品衛生検査官が検査をし、その食肉が安全であると認めた衛生証明書（別紙3）のことであった。ちなみに沖縄においては大里にある沖縄県食肉衛生検査所がその役割を担っている。

実は、昭和44年4月7日衛乳第7024号「対香港輸出食肉の取り扱いについて」（後述）に基づき、各都道府県知事又は各政令市長が検査証明書を発行している。つまり、厚生省が直に衛生証明書を発行しているのではなく、各都道府県知事又は各政令市長が発行しているのである。

その後、対香港輸出牛肉の検査証明書は、香港政府担当局から、香港へ輸出される牛肉に対して、日本で発行される検査証明書に牛海綿状脳症(BSE)に関する検査を実施する旨を追加して記載するよう要望が出されている。

そのため、平成8年5月24日に厚生省生活衛生局乳肉衛生課長より各都道府県、政令市、特別区衛生主管部(局)長宛(衛乳第112号)に香港へ輸出する牛肉に関する検査証明書については、別紙3の様式でもって行うように通達を出している。

3. 混迷 2

沖縄では珍しく季節も秋の気配を見せはじめていた。牛肉の香港への輸出を何度か経験して、それなりにメーカー及び通関会社担当の方も獣畜を香港へ輸出することに何の不安も覚えていなかった。その矢先にメーカーの営業担当者から「厚生省認定の衛生証明書に担当検査官が署名（サイン）出来ないといっています。どうしたらいいですか。直に連絡をとって話してもらえませんか？」と電話で連絡を受けた。

早速連絡場所を聞いて、担当者へ電話をかけてみた。しかし、電話では話が理解できなかつたので、その担当課長に会ってみることにした。メーカーの営業担当者にも連絡をいれアポをとってもらい、その次の日に会う約束をした。

会って話しを聞いてみると、衛生証明書に書名捺印をする担当衛生検査官が不在とか、検査官の免許をもっていないので、書名捺印ができないということではなく、「実は獣畜のためのと畜場及び食肉加工場が食品衛生法に基づく対海外輸出用施設に認定されていないから」ということであった。つまり、我々はこれまでプロの衛生検査官でさえもそのことを知らずに衛生証明書を発行していたことになる。なにしろすべてが始めてのことなので無理もない。

実は、昭和44(1969)年4月7日(衛乳第7024号)付けにて厚生省環境衛生局長各都道府県知事、各政令市長宛てに通達が出されているのは周知のところである。その内容は「最近食肉の対香港輸出が増加し、香港政府からその取り扱い施設、検査証明書の様式等について強い規制の申し入れがあったので、今般これが取り扱いに関し、別添のとおり『対香港輸出肉を取り扱うと畜場および食肉処理上の選定要領（以下「要領」という。）』を定めたので下記事項を留意のうえ、これが運営に遺憾のないようにされたい」というものである。そ

の具体的な内容は以下のようになっている。

- (1) 対香港輸出肉（以下「輸出肉」という。）を取り扱う施設の選定について
 - ①都道府県知事は、要領に基づいて輸出肉を取り扱うと畜場および食肉処理場の施設（以下「選定施設」という。）を選定すること。
 - ②都道府県知事が、選定施設を選定した場合は、と畜場にあっては別添様式1、食肉加工場にあっては別添様式2による現況調書を添付のうえ、すみやかにその旨を厚生省環境衛生局長あて報告すること。
- (2) 輸出肉の検査証明書等について
 - ①対香港輸出用鳥獣のと殺解体又は輸出肉の処理は、選定施設以外の場所において、これを行ってはならない。
 - ②輸出肉の検査証明書の発行は、選定施設の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長が行うものとし、牛豚等の肉にあっては別添様式3、鶏肉にあっては別添様式4によること。
- (3) その他
 - ①厚生省環境衛生局長は、輸出肉に關し衛生上不適当と認められる事例を認めた場合、都道府県知事に対し選定の取り消し等の処置を勧告する場合があること。
 - ②検査証明書については、別添様式3又は4と異なる場合は、香港政庁側で輸入を拒否があるので十分注意されたいこと。
 - ③昭和37年9月21日環発第364号「香港政庁内に輸出する獸畜の証明について」（各都道府県知事、政令市長あて厚生省環境衛生局長通知）は、廃止すること。

別添

対香港輸出肉を取り扱うと畜場および食肉加工場の選定要領

第1 目的

この要領は、香港へ輸出する食肉（以下「輸出肉」という。）を取り扱う施設を選定するための手続きを定めるものである。

第2 定義

この要領において食肉処理場とは食品衛生法（昭和22年法律第233号）第21条第1項の規定により食肉処理業の許可を受けた施設をいう。

第3 申出

- 1 と畜場又は食肉処理場の設置者は、輸出肉を取り扱おうとする場合は、都道府県知事にあらかじめ申し出なければならない。
- 2 前項の申し出をする場合は、当該と畜場又は食肉処理場ごとに昭和38年9月21日環発第410号「対米輸出肉を取り扱うと畜場および食肉処理場の選定について」（各都道府県知事あて厚生省環境衛生局長通知、以下「対米輸出肉通知」という。）の別添様式1又は2に準じて選定申出書に関係書類を添付し各都道府県知事に提出しなければならない。

なお、この場合において対米輸出肉通知の別紙様式1又は2中厚生省環境衛生局長とあるものは都道府県知事と読み替えるものとする。

以下省略（衛乳第7025号についても参照されたい）

つまりこの場合、牛肉や豚肉などを香港へ輸出する際、そのと畜場や食肉加工場が食品衛生法の第21条1項に定められた施設であり、なおかつ輸出肉を取り扱う施設として沖縄県から認定されているのかというのだ。そのため衛生証明書（OFFICIAL MEAT-INSPECTION CERTIFICATE）に書名する検査官は業務上署名の義務を負っているが、肝心など畜場及び食肉加工場が輸出肉を取り扱う施設となっていないので、署名する以前の根本的な問題だということであった。

そのため、今後はその食品衛生法に基づいた輸出肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場へ認定してもらうための莫大な資料集めと資料作成（資料）に没頭することになった。その期間およそ半年を費やすことになった。これがまた骨の折れる作業であるのは用意に想像がつくであろう。加えて、と畜場及び食肉加工処理場が同施設内に設置されている場合でも各々の名義取得のため同様な書類を提出しなければならないことになっている。

4. 混迷 3

ここまで段階までくると後は、獣畜を輸出するコツもつかめて輸出手続きが面白いよう進んでいく。行政や役所との事務調整は面倒だが、一旦ことが制度化されていくとペーパーが一人歩きするように事がうまく運ぶようになる。そんな矢先、つい最近のことだが、またもや青天の霹靂にあう。

今度は、加工した食肉製品についての輸出でトラブルことになった。当初、農林水産省動物検疫所は、「獣畜を輸出する際と同様に厚生省所定の衛生証明書を提出しないと輸出通関が出来ない」との見解であった。しかしながら「牛肉及び豚肉の加工製品についてどんと畜した牛や豚から製造したのか突き止めるのは無理です」と反論すると、「それなら輸出通関は出来ません」との回答が返ってきた。これまた行政や役所の分厚い壁に立ち往生してしまうはめになってしまった。とりあえず、メーカーに問い合わせたところやはり回答は私と同じだった。常識から考えても一日に何十頭、いや何百頭ものと畜される獣畜からそのと畜番号とその獣畜を特定するというのは不可能に近い。

そのため再度農林水産省動物検疫所の別の担当者に尋ねると、「香港サイドで何か特別の衛生証明書を発行するように要求されていますか」との問い合わせに、「いいえ、香港側では日本から輸出される加工食肉製品については何の規制もなく輸入できると現地の輸入業者は言っています」と回答すると、「それでは、獣畜のような公官庁が発行するような書類（例—OFFICIAL MEAT-INSPECTION CERTIFICATE）を改めて作成しなくともいいんじゃないですか」との返事があった。それで、そのままドライ商品同様に証明書なしに輸出の準備を進めていると、通関業者から連絡が入り、「やっぱり、何らかしらの証明書を発行しないと輸出通関ができないと言っています」との電話をもらった。それが、輸出

通関のなんと一日前のことであった。こうなつたらもうどうしようもない。たった数品のためにすべてが輸出通関できなくなってくる場合も出てくる。もう地獄に落とされたような気がして、いい加減ヤケになっていた。

そのため最終的にはこれらの商品をHand Carry（手荷物）で持ち込むしかないと心にきめて改めてInvoiceとPacking Listの作成に入っていた。InvoiceとPacking Listを半分まで書き上げたときに頭の中である言葉がよぎった。「何か他に方法はないのか、ここでHand Carry(手荷物)にしてもいずれまた同じ問題にぶつかってしまう。そのときにはどうするんだ。今回はどうしようもないとしても避けては通れない道ではないか」と。気を取り直して、再度農林水産省動物検疫所の担当の方に聞いてみると、「その輸出しようとしている製品が確かに国内で販売されている製品なのかを証明すればいい」との回答を受けた。「では、それは公官庁が発行する公文書でなくてもいいのですか？」との質問に「私どもは、そのような公文書は発行しません」と回答を得た。「では、どこがその証明書を発行すればいいのですか？」との質問に「知りません」との回答。「一体どういう証明書が欲しいのですか？」との質問に「この製品はどのような製造過程を経て出来た製品で、本当に国内で流通し、販売されている製品なのかの証明が欲しい」との回答。

この時、私がまだ物産公社に入って間もないときに似たような経験をしていたことを思い出した。場所は香港ではなかったが、確かシンガポールへお酒(泡盛)を輸出する際の出来事だったことを思い出し、何かヒントを得たような気がして心が高鳴ったのを覚えている。心につかえていた何かがとれたような気だった。それから「では、そちらで書式化(フォーマット)されたモデルのようなものはありますか」との問い合わせに「ありません」の回答。すぐに電話をかけ直す旨を伝えて受話器を置いた。急いでシンガポールの過去の資料をあさりそれらしきものを見つけた。理屈からするとこの証明書の牛肉及び豚肉版であればいいと直感的に感じた。

その証明書というのはメーカー自身が英語でその製品の原材料と容量及び度数を簡単に証明しているものにすぎなかった。それで自分で証明書らしく書式化し、『販売証明書』なるものを作成した。それにはもちろんメーカーの住所と代表者名及び社版が必要であった。要は、確かに国内で製造及び販売しているというのをメーカー自身が証明している書類にすぎなかった。書類は物産公社で作成し、メーカーからは社版のみを押印してもらうだけであった。製造過程についてはメーカーから直接聞いて用を足した（別紙4）。

5. 混迷 4

海外へ県産品を展開するのは実に難しいことであると再度痛感させられた。否、むしろ沖縄県産品というよりも、一般的に認知されているNB(National Brand)と呼ばれる商品でさえも法的なもの（ソフト）やハコもの（ハード）、さらには物流的なものをクリアしなければならないなど、ルートが確立されていないために困難を極めているといつても過言ではない。いや、むしろそのほうが妥当かもしれない。なんせ今からやろうとしてい

ることや、やろうとすること自体が行政や物産公社及びそれにかかる諸機関にとって始めてのことなので無理もない。

対香港への獣畜の輸出についてほとんど問題なく遂行できるようになっていた。そんな矢先に香港の得意先より電話があり、「沖縄フェアで海産物を取り扱いたい」ということで見積りを要求された。見積りについては何の問題もなかったが、実際に輸出を行う段階において、香港側からまた「『厚生省の衛生証明書』をつけて欲しい」と言われた。早速、食品衛生法を調べることにした。しかし、獣畜に関して対香港への輸出入に関する政府（政府）間の取り決めはあっても、海産物に関しては一向にその取り決めが見当たらぬ。そのため、まず沖縄県商工労働部商業貿易課に電話を入れ事情を話したが、商業貿易課も海産物の輸出に関する衛生証明書をどのように取得するのか分からなかった。次にJETROに問い合わせたところ「対香港政府に対して海産物を輸出する際には獣畜のように政府間で取り決めた公式な書式はないです」との回答。「実際に香港側より厚生省の衛生許可書が必要と言っています」との問い合わせに「第一、獣畜のように厚生省（薬務衛生課や中央食肉衛生検査所）が衛生証明書を発行する機関が沖縄にはありません」と返ってきた。「では、どこにあるのですか」との問い合わせに「東京の本庁に聞いたらどうでしょう」との回答。早速、東京の厚生省本庁に問い合わせてみたらこれまた恒例のEndless Telephone Relayを経験することとなった。結局、わからずじまいだったため、また沖縄県総合事務局に問い合わせて、窓口を3回ほどまわされたときに農政課にたどりついた。そこで得た情報が非常に役に立った。

担当の方は中村さんといい、海産物に関してはぜんぜんわからないと前置きして、「東京にある『(財)日本冷凍食品検査協会』に問い合わせたら何か分かるかもしれません」と言われて電話番号を教えてくれた。「またか」と、滅入る気持ちにムチをうちダイヤルを回した。そして、電話を受けた方へ事情を話し、衛生証明書を発行できるか否かを聞いてみた。すると「大丈夫ですよ。でも沖縄でしたら福岡の方が近いですから福岡の検査所と担当の方を紹介しましょう」と言って、電話番号と担当者Ms. Tsukigiを紹介してくれた。はやる気持ちを抑えながら、早速電話をして事情を話すと快く聞き入れ「大丈夫です。少々時間がかかりますけど、海産物の衛生証明書は何度も発行しています。現にその衛生証明書を添付して海外へ海産物を輸出している業者も多数ありますので必要としている衛生証明書の方は何の問題もなく発行できます」との回答に涙が出そうになったのを鮮明に覚えている。この回答に心を躍らせながらも「筋違いなことを言って申し訳ありませんが、どのような証明書か確認したいので、過去に御社が発行した『衛生証明書』をFAXで送つていただけないでしょうか」との問い合わせに快諾してくれた。

その衛生証明書をみるとBiblio Parahamemolyticus(ビブリオ)とMercury Contents(水銀)、Radioactivity(放射能)が検査項目になっており、その検査方法及び検査結果を証明したものであった。もちろんその衛生証明書には検査依頼人名及び検査依頼品の項目があるのは言うまでもなかった。

正確にはまたもや厚生省の衛生証明書ではないが、厚生省認可施設における衛生証明書の取得が可能になったことを香港側へ連絡を入れた。

当初この衛生証明書を収得するにあたって一番の問題となっていたのは、香港の輸入元で「厚生省の衛生証明書」ということにこだわっていたため、沖縄県香港事務所を巻き込んでの騒動となっていた。当初香港事務所の方では、「実際に本土の他の業者はその衛生証明書を収得して香港へ海産物を輸出しているので、沖縄が出せないはずがないのでは?」との見解であった。しかし、実際は輸入元より過去において輸入した他の本土業者の衛生証明書をみてみると実際は厚生省が直接発行する『衛生証明書』ではなかった。やはり、JETROがいうように厚生省が実際に衛生証明書を発行しているのではなく、厚生省の認可施設(諮詢機関)が発行するものであった。

ともあれ、香港事務所のサポートもあり、これで沖縄から香港向けに海産物を輸出するルートづくりができあがったが、またまた問題が浮上してきた。具体的に沖縄から検査してもらう海産物を福岡へ送って、それを福岡で検査して、その検査結果が沖縄にくるのに2週間近くもかかってしまう。それでは、ビジネスとしてやっていけない。「沖縄フェア」や「物産展」等の催事であれば前以って日時が決まっているので、問題はないが通常の卸し取り引きとなると話は別になってくる。香港側から発注を受けてから実際に輸出するまで3週間以上かかることになる。それではビジネスとして成り立たない。ビジネスとして成立しないルートをつくっても意味がない。そのため、話はまた振り出しに戻ったことになる。また、(財)日本冷凍食品検査協会のMs.Tsukigiさんに電話を入れ、沖縄で同じような業務を行っている施設はないか確かめたが、答えは“No”だった。

途方にくれてはいなかった。いや、むしろ何か一つの突破口が開けた感じで意気揚々としていた。要は前以って3週間前の発注を先方に打診してそれで先方がOKなら何の問題もなかったからだ。

しばらく物思いにふけているとふとした事から貴重な情報を得た。隣のデスクの辺土名氏より(財)沖縄県環境科学センターのことを聞いた。辺土名氏は優良県産品に関する業務に携わっているため機会あるごとにその環境科学センターへ商品の成分分析を依頼している。

そういえば、私が琉大の大学院在学中にシンクタンクの仕事で、何度かその研究所を目にしたのを後から思い出した。

それで、また(財)日本冷凍食品検査協会のMs.Tsukigiに電話を入れて「沖縄には(財)環境科学センターというものがありますが、その施設は御社と同じような施設ではなのでしょうか?」という問い合わせを高らげに「あ! そういえば、その環境科学センターも厚生省認可施設で食品等に関する検査を行っていますよ」との回答。さらに付け加えたように「でも、英語の衛生証明書は無理だと思いますが」と、言うのを聞いてしばらく間をおいて「(財)日本食品衛生検査所の紹介で電話をおかけした旨を先方へ伝えてよろしいですか」との問い合わせに快く「いいですよ」というのを確かめてから受話器を置いた。

辺土名氏より電話番号入手して電話をかけてみた。いきなり電話で「海産物に対する英語の衛生証明書を発行してください」といったら断られるのは目に見えていたので、とりあえず先方の了解はとつてあるので(財)日本冷凍食品検査協会からの紹介ということで

電話をした旨を伝えた。話を本題に移し海産物に対する衛生証明書を発行していただけないか確かめたらアッサリOKされた。ここまでくれば第一関門突破といった感じだった。その後に「その証明書を英語で書いてくれませんか？」との要望には長い時間考えた様子で「即答はできませんので、上司と相談してみます」との返事だった。後はこっちのものだと感じていた。妙に心が落ち着いていた。なぜなら、日本語で証明できて英語で証明できないという理屈は通らないからだ。

先方から一週間ほど連絡はなかったので、こちらから電話を入れてみた。返事はわかつていたが、とりあえず先方の確認をとった。案の定、答えは“No”だった。「なぜ英語での衛生証明書は発行できないのですか？」との問い合わせに「今までやったことがない（前例がない）し、英語での作成には自信がもてません」と回答であった。「日本語で安全性を証明できて英語でできないというのはおかしいのではないですか？ 検査項目に対してただ単に英語で証明して欲しいだけなのです。その試験した商品について日本語なら安全で、全く同じ商品を英語に書きかえる際にその安全性が否定されるという理屈に聞こえますが、どうでしょうか？」との問い合わせに、戸惑いながらも「英語について責任をもって証明書を発行できる人もいないし、日本語通りの意味合いで英語にできる専門家もいません」との回答。「私が英語に訳したものを作成するので、それでどうでしょうか？」との問い合わせに戸惑った様子だったが、しばらく間をおいて「とりあえずその英語に訳したものを持って下さい」との回答。

早速、(財)日本冷凍食品検査協会の書式をモデルに英語に訳したものを持ってみた。そして「この方に関する検討して後日連絡を差し上げます」という電話を先方よりいただいた。一週間ほどしてまだ連絡がなかったので、こちらからまた電話をしてみた。するとやはり回答は“No”だった。理由はやはり「前例がないのでこちらもどう対処していいのか分かりません」とのことであった。絶望感はなかった。ここまでくればあと一押しと思っていたからだ。

次の日、「電話では話しが進まないので、今日の午後弊社の部長と伺います」と電話を入れて相手に時間の都合をつけてもらった。そして部長へ時間をとっていただくようお願いした。その後、その足で専務室へ向かった。専務も急がしい方なので、用件は簡単に説明し、「今日の午後、とても重要な話をしたいので時間の都合をつけていただけないでしょうか」とのお願いに「うん！ わかった」とあっさりと承諾をいただいた。

(財)環境科学センターへ行く道のりの景観を楽しんでいた。車内ではこれから行くところの件については誰一人として一切口にしなかったが、重い雰囲気ではなかった。世間話にむしろ話しが弾んでいた。

現地に到着し、車からおりるとしばらくして担当の係長と課長が別室へ案内してくれた。別室にはもうひとり責任者がいた。

部長がここへ来た趣旨を簡単に説明したあとに、私がこれまでの経緯を述べ「英文の衛生証明書」を是非発行してくれるよう頼んだ。その間30分はゆうにかかっていた。

しばらく、沈黙があつて担当者から返ってきた言葉は「ちょっと難しいです」であった。するとすかさず専務が「どうしてできないのですか？」との問い合わせに戸惑った様子で「何か

問題になったときには現地での裁判となり、日本国（沖縄県）では対応できません」と回答。すかさず専務が「英文の証明書の最後に『この証明書は日本国の法律に基づいて処理する』との意向を明記すれば問題はないはずです」との反論にしばらく沈黙が続いた。

それもそのはず、（財）環境科学センターの理事の一人には沖縄県商工労働部の部長がなっていたからだ。その商工労働部の部長がまさに（株）沖縄県物産公社の専務であったのでこれ以上話をこじらすわけにはいかなかつた。

「すみません。即答はできませんがもう一度考えさせて下さい」とやっと重い空気が一掃された。丁寧にお礼を述べて車に乗り込み県庁へと向かった。県庁で専務を降ろしたあと、物産公社へと向かった。

その後しばらくして先方より電話がかかってきて丁寧な口調で「ご返事遅れてしましました。その後検討し直した結果英語の衛生証明書を発行します」との答えに思わず電話口でガツツポーズをとり、「ありがとうございました」とお礼を述べて受話器を置いた。

しばらくは微調整に走り回ったが、結果として厚生省認定施設の英語の衛生証明書を取得することが可能となつた。しかし、気になることがあった。衛生証明書の検査項目を何に絞るかであった。英語の衛生証明書を発行してもらうまで話しは進んでいるので、（財）環境科学センターの担当者もあとは非常に協力的であった。そのため、検査項目については、担当者（プロ）の意見を参考にし、こちらから検査項目を香港側へ提示することとなつた。何せ香港側は「日本政府が発行する衛生証明書があればなんでもいい」の一点張りだったからだ。そのため沖縄側から別紙6の三つの検査項目を提案した。放射能については、（財）環境科学センターで検査する設備がないことと、例えば魚を検査するといった場合、回遊魚についてはその感染源の特定が難しいということから削除され、新たに沖縄側から発行する海産物における衛生証明書は、Coliform(大腸菌)が付け加えられることとなつた。

その英文の衛生証明書を香港側に送って、香港側で本当にこの書類をもって海産物の輸入が出来るか否か確かめてもらったら、OKの返事がすぐにもらえた。

5. あとがき

「沖縄発一本土行き」を基本理念にこれまで沖縄から県産品を県外へ出すのにわしたショップの役割は非常に評価されるところである。さらに、今後沖縄県産品が目指すところは海外も視野に入れて事業を展開しなければならない。

沖縄県は本土復帰から幸か不幸か、日本国という枠内取り扱われているため、本土よりハード（インフラ）的及びソフト（制度）的な整備が遅れたにもかかわらず、海外展開となると同じスタートラインに立たざるを得ない。いや、むしろ最後尾からのスタートになっている。

しばしば「沖縄県産品を海外へ展開するには無理がある」とのことを耳にすることがあるが、それは真意ではない。沖縄県産品というよりNB(National Brand)と呼ばれる商

品ですら、海外展開の経験がないことから、それらのハード及びソフトづくりをこれから整備し、ノウハウを構築していかなければならない。そのノウハウ、つまり「未知の知」＝「無形知」を「既知の知」＝「有形知」へと後世へ残してやらなければならぬのではないか。

2010年には否応なしにやってくる「貿易自由化」の波を沖縄は真っ向から受けざるを得ない状況を我々は対岸の火事と認識してはならない。逆に、「貿易自由化」が意味するところは、沖縄県産品がNB商品へと変身する可能性をも秘めていることになる。ゆえに、沖縄のこれらの諸問題をできるだけ早くクリアーし、本土同様に同じスタートラインに立つべきであるし、また立たなければまさしく「おれたちに明日はない」。逃げることからは何も始まらないし、何も生まれない。何も生まれなければ何も育たないし、育たなければ次なる世代はない。沖縄は悪循環のスパイラルから抜け出す手法を見つけ出すべきである。

今一度、沖縄の将来について真剣に考えていただきたいものである。

(別紙 1)

日本国農林水産省
輸出検疫證明書
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫證明書番号

申請者住所

Certificate No.

Address of applicant

OKN-ME-5295 KAGAMIZU NAHA-CITY OKINAWA JAPAN

発行年月日

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

Date of issue

Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

JUN. 27, 1999OKINAWA AIR CAOGO SERVICE CO., LTD

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染病疾患の病原体を広げるおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned animals are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物品の種類 Kind of article	FROZEN BEEF
重量、個数又はこより数 Weight, Nos. of package or containers	230 KGS 16 CARTONS
商標 Trade Mark	NIL
容器包装の種類 Kind of container of package	CARTON BOX
荷送人住所氏名 Name & address of consignor	OKINAWA PRODUCTS ASSOCIATED CO., LTD. 1 ASAHI MACHI 7FL NAHA-CITY OKINAWA JAPAN
荷受人住所氏名 Name & address of consignee	DAIHACHI Rm1120-13 TOWER 1 THE GATEWAY 25 CANTON ROAD TSIM SHA TSUI KOWLOON HONG KONG
どう載地及びどう載年月日 Date & place of shipment	NAHA ARIPORT JUN. 7 TH , 1999
どう載船舶（航空機）名 Name of ship or flight	JAL #757 AWB # 131-40846621
検査実施年月日及びその状況 Date & condition of inspection	JUN. 27 TH , 1999 GOOD
備考 Remark	It is certified that there has been no outbreak of Rinderpest since 1923, Foot & mouth Disease since 1911 and Contagious Pleuno-Pneumonia of Cattle since 1942 in Japan.

農林水産省動物検疫所

Animal Quarantine service

家畜防疫官

Animal Quarantine Officer

氏名 _____ 印 _____

(Signature)

(Seal)

(別紙 2)

平成 11 年 6 月 10 日

動物検疫所

那覇空港出張所

確 認 書

1. と畜検査証明書 中食第 461 号
2. 発行年月日 平成 11 年 6 月 24 日
3. と畜年月日 平成 11 年 6 月 19 日
4. と畜場名 株式会社 沖縄県食肉センター
5. 畜種 和牛（黒毛和種）
6. 产地 沖縄県 JA ゆうな美里支所
山城 王牛
7. 備考 と畜番号 31 番
公社耳標番号 公青 429
生体重量 607kg
枝肉重量 388kg
輸出重量 230.00kg

上記のと畜検査証明書は、弊社が沖縄県物産公社の委託を受けて沖縄県食肉センターにてと畜して販売を行ったものである事を証明致します。

株式会社 琉 沖 ミ 一 ト
代表取締役 琉 球 牛 王
沖縄県那覇市曙○丁目△番地☆号
TEL : (098) 875-○△☆◇

(別紙 3)

STANDARD FORM AUTHORIZED
BY THE MINISTRY OF HEALTH
AND WELFARE OF JAPAN

OFFICIAL MEAT-INSPECTION CERTIFICATE

NO:

DATE:

I hereby certify that the meat herein described was derived from cattle, swine, sheep or goat which received ante-mortem and post-mortem veterinary inspections at the time of slaughter and that such meat is sound, healthful, wholesome and fit for human consumption and that all necessary precautions for the prevention of danger to public health were taken in the dressing or preparation and packing of the meat.

Kind of meat	Number of pieces of package	weight
BEEF	16 CTN	230.00kg

Consignor: OKINAWA PRODUCTS ASSOCIATED CO., LTD

Address: 1 BANCHI ASAHI MACHI NAHA OKINAWA JAPAN

Consignee: DAIHACHI Rm1120-13 TOWER 1 THE GATEWAY 25 CANTON ROAD
TSIM SHA TSUI KOWLOON HONG KONG
TEL(852)2306 × × ×
FAX(852)2512 × × ×

Designation:HONG KONG

Shipping Marks:



Signature (Name of meat inspector)

Official Title (Name of prefecture or city)

(別紙 4)

販売証明書

農林水産省動物検疫所
沖縄支所長 殿

住 所：沖縄県那覇市小禄1-9-5
名 称：(有)那覇食肉加工場
代表者名：玉 城 廣 一

社 版

下記の商品は日本国内で販売され、以下の調理法により製造されたものに相違ありません。

No	商品名	重量	製造方法
1	琉球黒豚角煮(ラブイ)	400g	・80°Cの温度でアク抜き30分 ・130°Cの温度で1時間殺菌 ・130°Cの温度で15分間二次殺菌
2	山羊汁	500g	以下省略
3	中味汁	350g	
4	いなむどうち	300g	
5	ソーキ汁	400g	
6	イカ汁	350g	
7	肉汁	400g	
8	ポルトギース ソーセージ	400g	
9	ウインナー ソーセージ	135g	
10	骨付きウインナー ソーセージ	370g	
11	デーリシャス フランク	315g	

(別紙 5)

中食第461号
平成11年6月24日

と畜検査証明書

下記の牛は、当所のと畜検査員による検査の結果、合格したものであることを証明します。

記

1. と畜年月日 平成11年6月19日
2. と畜場 株式会社 沖縄県食肉センター
沖縄県大里村大城 1927番地
3. 畜種 和牛（黒毛和種）
4. 原产地 沖縄県JAゆうな美里支所 山城 牛王
5. 依頼人 沖縄県那覇市曙
6. 備考 と畜番号 31番
公社耳表番号 公青 429
生体重量 607kg
枝肉重量 288kg
輸出重量 230.00kg

平成11年6月24日

沖縄県中央食肉衛生検査所
所長 大城章信

社版

(別紙 6)

EXAMINATION CERTIFICATE

Okinawa Environmental Technology Association
 (Authorized by The Japanese Government)
 720 Kyouzuka Urasoe-City Okinawa Japan
 T E L : 0 0 1 - 8 1 - 9 8 - 8 7 5 - 1 9 4 1
 F A X : 0 0 1 - 8 1 - 9 8 - 8 7 5 - 1 9 4 3

7th May 1999

This is to certify that the samples submitted by the applicant have been
 duly examined by our laboratory and the results are as follows.

Name of Applicant	OKINAWA PRODUCTS ASSICIATED CO., LTD. 1 ASAHI-MACHI 7 TH FL. NAHA OKINAWA JAPAN TEL:001-81-98-861-0591 FAX:001-81-98-861-0597
Name of Goods	Squid
Number of Sample	One
Date of Receipt	7 th May 1999
Date of Examination	10 th May 1999
Item of Examination	(a)Vibrio Parahamemolyticus (b)Coliform (c)Total Plate Count 1.0×10^5
Results	(a)No Vibrio Parahaemolyticus was found per 0.01 gram (b)Coliform Contents:Negative (c)Total Plate Count : Negative

Signature (Name of inspector)

Signature

Official Title (Name of prefecture of City)

資料
(別紙様式 1)

年 月 日

厚生省環境衛生局長 殿

申出者 住所
氏名 (印)
(法人にあってはその名称、代表者氏名)

対香港輸出と畜場選定申出書

対香港輸出肉を取扱うと畜場として選定を受けたく、下記により関係書類を添えて申出致します。

記

1 と畜場の所在地、名称

2 と畜場の設置者名

3 と畜検査員氏名

添付資料

- (1)と畜場の現状大要 (別添とと畜現況調査のとおり)
- (2)と畜場周辺半径 500 米以内の主要工場建築物等見取図
- (3)と畜場の平面図 (縮尺 1/50)
- (4)精密検査室の配置図および検査用器具機械の位置図
- (5)その他参考事項

輸出肉の獣畜の種類及び主なる産地

今後の輸出肉の取扱見込頭数、数量、取引する輸出肉取扱商社の所在地、名称、選定食肉場との関連、その他

(別添)

と畜場現況調査書

年月日

都道府県名	政令市名	保健所名	
名称	所在地	設置年月日	明・大・昭 年 月
設置者	都道府県・市・町・市町村組合・会社・その他	と畜場の区分	
と畜検査員数	専任 人・輸出肉担当 人併入 人	と畜作業員	職 員人・職員以外の者 人
と畜場開場日数	週 日	年間開場延日数	日
1日平均と畜数	大動物 頭・小動物 頭	一日の処理能力	大動物 頭・小動物 頭

施設の状況(敷地 m²)

区分	面積(m ²)	構造	建築年	主要機械器具・概要
け留 い所	大動物			
	小動物			
生体検査所				
処 理 室	と室			
	解体室			
	懸肉室			
	病畜と室			
	病畜取扱室			
	内臓取扱室			
	外皮取扱室			
検査室(所)				
(精密検査室)	()			
消毒所				
隔離所				
取引室				
冷蔵庫				
汚物溜				
その他の建物				
汚水処理施設	容積			
総延面積				

と殺頭数(過去3カ年)

年度	種別						
平成 年							
平成 年							
平成 年							

汚物汚水処理状況

区分	方法等						
汚物	焼却・一日能力 kg	搬出	月回	その他			
汚水	直接放流・単槽・多槽・散布戸床	← 資料使用 その他	・活性汚泥法	・その他			

使用水の状況

区分	水種	水道	非泉水	流水	その他	水の過不足	備考

資料
(別紙様式2)

年 月 日

厚生省環境衛生局長 殿

申出者 住所
氏名 (印)
(法人にあってはその名称、代表者氏名)

対香港輸出食肉処理場選定申出書

対香港輸出肉を取扱う食肉処理場として選定を受けたく、下記により関係書類を添えて
申出致します。

記

1 と畜場の所在地、名称

2 と畜場の設置者名

3 と畜検査員氏名

添付資料

- (6)と畜場の現状大要(別添とと畜現況調査のとおり)
- (7)と畜場周辺半径500米以内の主要工場建築物等見取図
- (8)と畜場の平面図(縮尺1/50)
- (9)精密検査室の配置図および検査用器具機械の位置図
- (10)その他参考事項

輸出肉の獣畜の種類及び主なる産地

今後の輸出肉の取扱見込頭数、数量、取引する輸出肉取扱商社の所在地、名称、選定
食肉場との関連、その他

(別添)

対香港輸出用食肉処理場現況調書

年 月 日現在

都道府県名	政令市名	保健所名	
名称		氏名（法人の場合は代表者名）	
所在地		本社の所在地	
設立年月日		施設の採点成績	
営業許可業種		営業許可年月日	
他の営業品目			
従業員総数	男 人うち従業男 人 女 人員者数 女 人	検査室 有 無	検査担当者数 人

処理施設の状況 面積 m² 建築年月

区分	内容（材質、配置その他を記載する）	
床		
内壁		
天井		
防虫防そ	窓	
	出入口	
	排水口	
換気		
照明・採光		
給水施設		
排水施設		
手洗施設		
廃棄物容器		
器具機械		
温度調節設備	室内温度	

その他の施設

冷凍冷蔵施設	
更衣室	
便所	
試験検査室	
その他附属の製造施設	